

宮労基発 0219 第 2 号
令和 8 年 2 月 19 日

関係団体の長 殿

宮城労働局労働基準部長

技能講習修了証の偽造に係る情報提供について

平素より、労働基準行政の推進につきまして格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）において、政令で定める業務については免許又は技能講習の資格を有する者が就業できることとしており、同法第 76 条には技能講習を修了した者に技能講習修了証（以下「修了証」という。）の交付をすることとしているところですが、今般、岐阜労働局から下記のとおり、修了証偽造事案についての情報提供がありました。

つきましては、貴会員事業場等に対し、就業制限業務に従事する者に係る技能講習修了有無の確認や、無資格者による作業禁止を徹底するようご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、偽造の疑いがある修了証を把握した場合には、宮城労働局健康安全課又は最寄りの労働基準監督署まで情報を提供いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 事案の概要

株式会社仲江組は、登録教習機関として登録を受けておらず、また、実際に安全衛生に係る講習を実施することなく、無効な技能講習修了証を約 60 枚発行していた。

その手法は、登録教習機関の名称を使用したものではなく、実在しない架空団体名を使用して修了証を作成していたもので、株式会社仲江組の労働者及び下請事業者等の関係事業者に対し、偽造技能講習修了証を発行し、販売していた。

2 偽造した法人等

法人名：株式会社仲江組

所在地：岐阜県岐阜市東川手 3-43-1 代表者：代表取締役 仲江邦昌

3 判明した無効な技能講習修了証の名称（種類）

- (1) 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習修了証
- (2) 高所作業車運転技能講習修了証
- (3) 小型移動式クレーン運転技能講習修了証
- (4) 玉掛け技能講習修了証
- (5) ガス溶接技能講習修了証
- (6) 車両系建設機械技能講習修了証（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）

4 本件偽造技能講習修了証の特徴（別紙参照）

- (1) 名称 本件に係る技能講習修了証の一部（上記 3・(1)、(5)、(6)）については、技能講習終了証と表記されている。
- (2) 交付者
「宮城労働基準局指定建設業労働災害防止協会県南支部」と記載されているが、
 - ① 平成 31 年 3 月 31 日付けの交付であるにもかかわらず、「宮城労働基準局」と記載されており、労働局の組織改編が反映されていない。
 - ② 「指定」ではなく「登録」である。
 - ③ 建設業労働災害防止協会宮城県支部は存在するが、「県南支部」は存在しない。

【問合せ先】

宮城労働局労働基準部健康安全課

電話：022-299-8839

顔写真

氏名 [REDACTED]	
平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日生	
本籍地	[REDACTED]
住所	[REDACTED]

修了となっていない

第 0185 号	
車両系建設機械技能講習 <u>終了証</u>	
平成 31 年 3 月 31 日交付	
宮城 労働基準局指定 建設業労働災害防止協会 県南 支部	
備考	整地・運搬・積込み用及び掘削

県南支部は存在しない
都道府県労働基準局は存在しない